

令和8年度佐伯市市内中心部交通網再構築調査業務委託

仕様書

1 業務委託名称 令和8年度佐伯市市内中心部交通網再構築調査業務委託（以下、「本業務」とする。）

2 本業務の目的

本業務は、佐伯市（以下、「本市」とする。）の市内中心部における交通空白地の残存や路線の偏り、公共施設、医療機関、商業施設等へのアクセス性に関する課題を解消し、将来的な公共交通網の再構築を図るため、大手前地区を中心とした市内中心部における交通実態等の調査を行うものである。

具体的には、地域住民等の利用ニーズを詳細に把握し、客観的データに基づいた路線の見直しや運行方式の改善に繋げることで、利便性の向上、利用者の増加、および持続可能な公共交通サービスの確立を目指すことを目的とする。

3 業務内容

（1）計画準備

本業務を円滑かつ効率的に実施するため、業務全般の作業方針、工程、体制および収集・分析する資料等を整理した業務計画書を作成し、発注者と詳細な打合せ協議を行う。

（2）公共交通利用状況調査

市内で運行されている公共交通について、以下のとおり利用状況の収集および分析・整理を行う。

ア コミュニティバスの利用状況把握

市内中心部（大手前地区等）を中心に、コミュニティバスの時間帯別乗降客数や、市街地部内における完結移動（起終点データ）の実態を可視化・分析し、利用状況を整理する。

イ 一般乗用タクシーの利用状況把握

一般乗用タクシーについて、運行実績データ等を活用して利用実態を把握する。特にピーク時間帯における供給不足や時間的な交通空白の発生状況について可視化・分析を行う。

（3）住民等の移動実態の把握

ア 現況及びニーズ調査（ヒアリング調査を含む）

（1）市民等の移動実態および潜在的な交通ニーズを把握するため、佐伯駅および大手前バス停等において、路線バス利用者等を対象としたヒアリング調査を実施する（計2日程度）。調査内容には、市街地部における目的地、移動目的、および回遊状況を含めるものとする。

- (2) 発注者が実施する高校生を含む若年者に対するアンケート調査の意見等を集約しデータ化するとともに、潜在的な交通ニーズを整理する。

イ 人流データ等を用いた課題の整理

市街地部に立地する主要な商業施設や医療施設等について、位置情報データ（人流データ等）を活用して来訪者の出発地や流動傾向を可視化・整理する。その上で、運行の公共交通路線網・運行ダイヤとの乖離（ギャップ）や課題を抽出する。

(4) 市街地部におけるコミュニティバス路線交通再編案検討

ア 市内中心部における運行経路再編案の作成・検討

各種調査・分析結果を踏まえ、市内中心部におけるコミュニティバス等の運行経路再編案（複数案）を作成・検討する。検討にあたっては、現状の定時定路線型の再編に加え、デマンド型等の区域運行の導入可能性も含めるものとし、移動利便性、運行コスト、収支等への影響、及び他交通モードへの影響を考慮した比較検証を行う。

イ 市内循環バス実証運行に向けた計画案・検討資料の作成

市街地の主要施設（公共施設、医療機関、商業施設等）を効率的に結ぶ循環・回遊ルート案、及び新規停留所の設置候補箇所を選定する。あわせて、実証運行の実施に向けた運行ダイヤ、使用車両、想定収支、周知計画等の検討を行い、必要な協議・検討資料を作成する。

(5) 交通事業者との協議支援

路線再編運行ルートや運行ダイヤの変更案等について、交通事業者との協議を支援し、市街地部におけるコミュニティバス路線再編案や新たな路線の運行開始に向けた調整を行う。協議対象は、コミュニティバスの運行を担っている交通事業者（4社想定）とする。

路線再編運行ルートや運行ダイヤの変更案等について、関係交通事業者との協議・調整を支援する。コミュニティバス路線の再編及び新規路線の運行開始に向け、説明資料の作成、協議内容の整理、意見調整等の支援を行う。

なお、協議対象は本市コミュニティバスの運行を委託している交通事業者（4社程度）とする。

(6) 協議会運営支援

佐伯市地域公共交通会議の開催（開催は1回を想定）に際し、支援を行う。支援内容は以下のとおり。

ア 会議資料作成

イ 会議への同席、説明補助

ウ 議事録作成

(7) 報告書取りまとめ

本業務の報告書を作成する。

(8) 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するために、着手時、中間、最終納品時の計3回、打ち合わせ協議を行う

4 成果品

(1) 業務報告書、調査資料一式

(2) 成果品電子データ

※電子データについては、それぞれPDF及び加工可能なデータ形式（Word、Excel等）で作成すること

5 留意事項

(1) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、速やかに本市と受託事業者にて協議を行うこととする。

(2) 業務遂行上の協議体制

業務の履行にあたり、受託事業者は本市との連絡を密にし、十分協議のうえ業務を実施しなければならない。なお、委託期間中は必要に応じ、本市との打ち合わせを随時実施することとする。

(3) 資料及び備品等の貸与

本市が提供する資料及び備品等は、本業務に関する検討や遂行以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する範囲であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、または内容を掲示してはならない。

(4) 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) 再委託の禁止

受託事業者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ本市の承認を得ることとする。